

議 事 日 程 (第5号)

令和元年12月11日(水) 午前10時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第84号 | 湖西市霊きゅう自動車使用条例を廃止する条例制定について |
| 日程第2 | 議案第85号 | 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第86号 | 湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定について |
| 日程第4 | 議案第87号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第88号 | 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第89号 | 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第90号 | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第91号 | 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第92号 | 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第93号 | 湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第94号 | 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第95号 | 市有地の処分について |
| 日程第13 | 議案第96号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第97号 | 市道の路線の廃止について |
| 日程第15 | 議案第98号 | 市道の路線の変更について |
| 日程第16 | 議案第99号 | 令和元年度湖西市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第17 | 議案第100号 | 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 議案第101号 | 令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第102号 | 令和元年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第20 | 議案第103号 | 令和元年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号) |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 議案第84号 湖西市霊きゅう自動車使用条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。質疑通告に従いまして、議案第84号について質問させていただきます。

湖西市霊きゅう自動車使用条例を廃止することとありますが、通告にありますように、まず平成30年度の使用頻度など、収支状況をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。登壇して答弁をお願いします。

〔環境部長 相澤義之登壇〕

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

まず、平成30年度の使用頻度でございますが、本市のまず火葬件数が554件ございまして、そのうち、市の霊柩車の運行回数は342件でございます。率にすると62%の方が使用されております。

次に収支状況でございますが、収入は霊柩車の使用料ということで、184万4,000円、歳出のほうは霊柩自動車の運行業務の委託料ですとか、車両の修繕費、燃料費等でございますが、169万4,000円となっております。これを比較しますと、約15万円のプラス収支となっております。なお、歳出の中には、人件費だとか車両の償却費等は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ちょっと一点確認させてください。支出で169万4,000円ということでしたけども、人件費が入っていないというのと、あと車両が、何が含まれていないでしたか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 車両の償却費ということでお答えさせていただきましたが、実際には車両も老朽化しておりますので、実際には経費はかからないと思っておりますが、職員の人件費のほうが、霊柩車の使用の申請許可等の事務がございまして、概算でございますが、1件当たり約30分ぐらいの処理時間がかかると換算しまして計算しますと、年間で約40万円ぐらいの人件費がかかっていると見込んでおります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 年間40万円ぐらいの人件費がかかっている。169万円のうちの運転手さんの人件費というのは幾ら、含んでいる、いないをもう一度確認させてください。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 霊柩自動車の運転の委託でございますが、歳出のほうで169万4,000円と答えさせていただきますが、そのうち委託料が127万6,000円ほど委託費用がかかっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、運転手さんの人件費も含めて支出が169万4,000円で、15万円ぐらい残るわけですけども、それ以外に事務手続等のお金が概算ですけども40万円ぐらいはかかるよという、おおむねそういった内容ということで、まずは理解いたしました。

では2番目に通告ですけども、市の霊柩車を廃止した場合、市民の負担はどの程度ふえるんでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

市内の事業者さんにお聞きしましたところ、車両

の大きさですとか、運行の距離にもよりますが、民間さんの使用料はおおむね1万4,000円前後ということでございました。しかし、実際には葬儀の料金とのセットによる割引ですとか、一式のバック料金となっている場合も多くて、正確にはわからないところではありますが、単純に市の霊柩車の使用料が5,500円でございますので、比較しますと約8,000円の負担増となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 生まれたからには一度はこういったことにお世話になっていくわけですけども、先ほど市の霊柩車を使用している人が62%いますよという御答弁でございましたけども、62%いる中で、このぐらいの増額はやむを得ない、本当に葬儀を迎えたときはばたばたやってしまうので、さほど苦にはならないかもしれないんですけども、でもやはり湖西市民が一度はお世話になる案件ですので、その辺の負担がふえるということに対して、やむを得ないだろうと判断したのか、その辺ちょっと御答弁願えればと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 議員おっしゃるとおり、負担がふえてしまうということになります。葬儀というか、火葬のほうも一生に一度のことでありまして、料金の御負担になるというよりも、車両の老朽化ですとか、運転手の手配が整わないと、突然の運行トラブルにより市民の方にかかる御迷惑のほうに影響が大きいではないかと判断いたしまして、今回、廃止という方向に踏み切ったところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

ではそういった中で、現状ですと、使用料の減免の対象とかありますね。民間にかわった場合、こういった部分はどうなりますか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

今の条例には生活保護の方や行旅病人等の方に対して5割の減免規定がございます。福祉部局のほうと一応協議をさせていただきまして、その結果です

が、最近ではそういった方も民間業者の一番安いバック料金というものを御使用になる方が多くて、ここ四、五年でいいますと、市の霊柩車を使用していた方が2件の方が使用しているということで、またそれにかかった霊柩車の使用料も、全額葬儀の扶助費というものに認められるということで、市の霊柩車が廃止されても生活保護の方の御負担になることはないということで確認をさせてもらっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。公の事業から民へ移行しても、そういった今まで減免を受けておられた方に対しては、変わりなく対応ができていくということが確認できました。

では、次の質問に移らせていただきます。

3番目です。その前に一点確認したいんですけども、市のほうとしては、民間にすると相当ふえるということですけども、市のほうでその上がる分ぐらいを持とうかという検討などは全く考えなかったのでしょうか。済みません。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 済みません。持とうかということは。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 民間にすると1万4,000円ぐらい差額分を、行政のほうで負担しようかという考え方の検討はされませんでしたか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 民間の方なり、喪主の方に、補助的なもので負担を軽減させてはどうかということをお考えかということですが、正直、考えませんでした。それで、むしろ今度この条例の廃止を認めていただきますと、今後、歳入歳出とも来年度以降、なくなってしまうものですから、ちょっとその辺のことは考えはいたしませんでした。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 何でもそうですけども、やはり今まであったものが変わっていくというときには、市の財政状況は重々承知しているつもりですけども、やはりいろいろな方面から検討されて、こういった

結論、特に市民サービスに直結する部分というのは、いろいろな視点から検討されたほうが良いと常々感じております。市の財政状況もわかっていますので、検討されなかったということで、承知しました。

では最後の3番目に行きます。

市営火葬場は公共施設再配置個別計画で第2期の廃止、第2期というのは2021年からですね、2025年までですけども、予定でありますけども、そのときまで運用を続けることというのも考慮されたのかどうか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

今回、霊柩業務を廃止するに至った理由につきましては、さきに説明させていただいたとおり、霊柩車の老朽化ですとか、運転手の高齢化等により、突然のキャンセルとなる事態を避け、民間に任せるということでございます。

また、湖西市営火葬場の廃止の予定につきましては、令和6年3月末ということをご予定しております、まだ4年以上の期間がございます。それに加えまして、ことしの9月でございますが、運転手さんお二人、委託契約のほうしてるわけなんです、そのうちのお一人の方が体調の不良により、約20日間運転できない事態というのも実際に発生しております、湖西市営火葬場の廃止に合わせてということも考えてはみましたが、そこまでの猶予はないということで、今回の廃止ということで判断をさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） とっさに計算ができなくて申しわけありません。令和6年という、西暦で何年になりました。

済みません。あくまでもこの第2期の公共施設再配置個別計画の中に入っているということでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

令和6年ということで、西暦に直しますと2024年ということで、第2期の中に含まれております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そこまで市営火葬場は使っていくけども、今までの答弁をお聞きした中ではやはり車の老朽化、そしてもっと大きいのが多分、運転手さんの確保のほう難しいのかなということが何となく理解できてきました。やはりこういったことは突然のアクシデントがあっては困るということで、行政というのは早い目早い目に対応していきたいよということと解釈いたしまして、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。さきの議員への答弁で、内容は了解をいたしました。

取り下げようかなと思ったんですけども、一点だけ確認させてください。この差額、約8,000円ということですけども、他市で既に廃止された事例もあるということですので、その差額について、他市との比較をしたときに、湖西市は多かったのか、少なかったのか、そこら辺の検討はどうされたか、その点について、一点だけ確認させてください。

○議長（加藤弘己） 環境部長。登壇して答弁をお願いします。

〔環境部長 相澤義之登壇〕

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

他市との比較ということでございますが、他市が民間のほうへ任せたとするところは、件数等は調査はしておりますが、民間で幾らの料金で運行してるかということまでは、ちょっと民間の仕事でもありますので、そこまではちょっと調べ切れてないところが現状でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 民間の他市のあれは特に調査されなかったということですけども、そういうような先例市もあり、そこがぐあいよくいってるからということで、今回廃止に踏み切ったということで理解をいたします。どうもありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第84号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。通告に従いまして、議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、お伺いをいたします。

まず1点目なんですけれども、会計年度任用職員と任期付きの短時間職員、それから再任用の短時間職員の業務の内容の違いをどのように把握をして、業務を行うのかということなんですけれども、これはいわゆる同一労働、同一賃金の考え方に基づいて今回の条例が制定されるということですので、そのあ

たりも踏まえて御答弁いただければと思います。よろしくお祈いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。登壇して答弁をお願いいたします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えします。

現在、本市においては、今議員がおっしゃられました任期付短時間職員、この制度はございませんので、今回は再任用短時間職員との業務の内容の違いについて申させていただきます。

再任用短時間職員は、身分がそのまま引き継がれ、正規職員と同じであります。在職中に得た知識や経験を活用する観点から、基本的には正規職員と同等の業務、そして後輩の指導・育成を担っていただいております。具体的には、組織の管理、運営自体に関する業務や、許認可業務といった責任のある業務に従事していただいております。

それに対しまして、今度制度をつくらうといたします会計年度任用職員につきましては、今言った業務以外に従事するものでありまして、具体的には、単純な入力業務とか封入業務、各種申請の受付、また各種台帳の作成など、いわゆる正規職員の補助的業務を行ってもらうものとなっております。以上であります。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ちょっと勉強までにお伺いしたいんですけども、任期付短時間職員は、湖西市に制度がないということなんですけども、ちなみにこの任期付きの短時間職員というのはどのような雇用形態なんですか。制度としては、湖西市はないということなんですけど、参考までにごっとお伺いしたい。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 任期つきにつきましては、文字のとおり、その期間、必要とする期間が、いわゆる単年とかではなく、3年とかある程度期間を定めた中で、必要とする職員を任命するという形で考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 再任用の職員とはまた違うと

ということだと思うんですけども、これは一般職で任期付きの短時間職員ですね。再任用職員との違いというのが、どうもうまく整理がつかないんですけども。もう少しわかりやすく。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 再任用職員につきましては、原則、任期が1年とまずなっております。そこで評価をした中で、次年度以降、任用するかどうかを決めてまいります。先ほど言った任期付職員につきましては、正規の一般職と同じものになりますので、期間の定めを負ってくる、1年ではなく、数年にわたる場合があるという形で考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 湖西市にはないということですので、確認ですけれども、再任用の職員については、責任のある業務をやっていただく。会計年度の職員については、一般職の補助的な業務をやっていただくということで理解をいたしました。

2点目の質問に移りたいと思います。

条例改正に伴う費用の増額が見込まれるかと思えますけれども、その規模を教えてくださいたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

会計年度任用職員制度施行に伴う人件費の増額見込みにつきましては、まず前提といたしまして、対象となる今の現行の臨時及び非常勤職員の方々が、現在と同じ人数、そして同じ労働時間を就労していただくという前提をまずとらさせていただきます。金額につきましては、ここでちょっと今言ったニーズと労働時間とは差異が出てしまうんですが、実績として平成30年度、今年度まだ出ておりませんので、平成30年度にお支払いした支給実績額と比べさせていただきます。それによりますと、令和2年度につきましては、約3,300万円の増、令和3年度以降につきましては、6,800万円の増額を現在見込んでおります。今言いましたこの令和2年度と3年度以降の増額の差につきましては、会計年度任用職員制度が初年度、来年度から始まりますので、初年度に当た

ります令和2年度は、この制度が今言いましたように新たな制度ということで、今度会計年度任用職員に支払うことができるとされる期末手当、ボーナスですね、ボーナスの在職期間の通算、これ、6月のボーナスですと1月から6月までの6カ月間勤めた者に対して6月のボーナス、期末手当が支払われておりますので、今言いましたように会計年度は新たな制度になりますので、期間が通算できないという形になりますので、本来、ボーナスは年2.6カ月分を支給する予定なんです。初年度に当たります令和2年度につきましては、1.69カ月分という形になりますので、そこに差が生まれてしまうということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） かなり大きな金額が増額されるということなんですけれども、この会計年度の職員、大体何人ぐらいの金額になりましたか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） まず、臨時職員、これも会計年度になりますので、これが現在ですと62名、そして大きな人数になりますが、非常勤職員、これは現在260名いますので、合わせて322名が現在勤められてる方ですので、その方が全員移行されれば、その人数になるという形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 臨時の職員と非常勤の職員の業務の違いというんですか、わかりやすく勤務時間ですとか、そういうふうな、業務の内容ではなく、雇用形態を教えてくださいたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 臨時職員につきましては、正規職員の産休とか育休等の代替となりますので、ある意味、正規職員の業務を担ってもらう意味でも、正規職員と同じ1日7時間45分、フルタイムを設定させてもらっております。

非常勤につきましては、その職種によっていろいろ違うものですから、最大の方でも7時間30分、若干短いという形になりますけど、そういう方を非常勤とさせていただきます。中には1日置きだとか、2時間や3時間という方もいらっしゃいます

が、最大は7時間30分で設定をさせてもらっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） いわゆる非常勤の方というのは、パートタイムの雇用という形で、臨時職員についてはフルタイムで仕事をやっていただくということは、この臨時職員62名の方については、会計年度職員としてのフルタイムの条例が適用されるということによろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

会計年度任用職員の中には、フルタイムとパートタイムの2種類がございます。来年度、本市として採用しようとするのは、パートタイムということを考えておりますので、臨時職員の方も今度の制度でパートタイムの時間という形で考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今現在、臨時職員の方でフルタイムで働いていただいている方に対して、時短で仕事をやっていただくことになるということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 会計年度任用職員につきましては、基本、日額という形になりますので、時間がそこで短くなったときには、それに見合った計算になりますので、若干の短い時間になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） この62名の臨時職員の方には、もうその旨がコンセンサスというか、合意がとれているということでしょうか。今部長が言い切られたということは。どうでしょう。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 本来ですと、この条例が制定されてからという形のもので正式になりますが、今度の制度の改正に当たりましては、職員のやはり生活等にもかかわりますので、既に本人の方々には所属長通して説明をさせていただいております。おおむね皆さんの御了解はいただいているところであ

ります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 当事者といいますか、臨時職員として従事されている方とはもう合意がとれているということ。

ただ、その職場としては、時短になるものですから、あく時間、その方がいらっしやらない時間が発生すると思われるんですね。そういったときには職場で人が不足になるということになると思うんですけども、そういったことは対応はどのように考えられていますか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 時間の計算をすれば、そういう形にはなりますが、我々は職員みんなでカバーし合っていておりますので、例えば15分短い時間が1人出たとした場合においても、それはその職場の中で協力体制をとって賄っていくという形で考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） そういった対象の職場では、もうそういったことはオーソライズできているということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 個々の職場での事情があるかと思いますが、これはこの後、人事異動等にもかかわりますし、来年の業務等も見直した中で、そういう15分、数字ですけど、15分が足りなくても賄える職場の人事配置等を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） いずれにしましても、職場に負荷がかかってまいることだと思いますので、十分職場の中で話し合いをもっていて、納得感というんですか、合意形成をとりながら、人事異動もあることでしょし、取り組んでいただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。同じく議案第85号のことについて、質問を5点ほどさせていただきます。

一番初めは、第3条の第1項、一般職常勤職に適用される給料表を適用する理由をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。登壇して答弁をお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

会計年度任用職員の給与の考え方につきましては、これは国で指針が示されております。

その内容を少し申し上げさせていただきますと、基本となる給与を、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給、いわゆる1号級の給料月額を基礎として、職務内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して決定することとされております。いわゆる常勤職員の給与を基礎としなさいと言われておりますので、本市におきましてもその指針に基づいて、一般職常勤職員の給料表を適用していくものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 部長の答えていることは私もわかっているんですけども、2年ほど前に、これが出てきましたね、国のほうから。私も研修に行ったときに、結構これ、前から準備を各市町でやるかどうかというのを議員さんたちもちょっと伺ったほうがいいですよと言われてて、何が一番大変なのかというのは、やはり給料表をつくるのがすごい大変なんですよと言われてたんです。そこのところ本当に大変だなと思って、多分、どこの市町もすごい大変なので、国の指針が結局職員の給料表を基準にして決めていけばスムーズにできるから、この会計年度任用職員制度をしっかりと期限までにつくってほしいということで、どこの市町も多分この一般職の給料表を基準にしていると思うんですけども、島田市とかそういうところは、この会計年度任用職員制度においても包括委託とかそういうようなものにしてるところもあるんですけど、湖西市はこ

の国の基準に準じてやる方向に決めたということで理解していいんですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今、議員が言われるように、この給料表をつくるに当たっては、非常に職員が苦勞しております。いろいろなところを参考にさせていただいて、県内におきましても、9月にこの条例を制定しているところもございます。本市としては、ずるい考えなのですが、ほかのところもやはり見た中でいいものを、それに実情に合ったものを作成したいということで、県とか浜松市、政令市も含めて県内のいろいろ全て調査させていただきました。

そうした中での出た結論が、やはりこの後ほかの質問でちょっと出てくるんですけど、市の情勢等を考えた中に、湖西市単独でそれをつくったときに、それが本当に正解なのかというのが、ちょっと言い切れないというのが実情であります。そういう意味でも、この給料表を使うことによって、その情勢に応じた対応ができるという形を考えまして、この給料表を使う形をとらせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。

では次の2問目に行きます。

別表の2級、高度な知識または経験を要する業務を行う業務とは、どのような職務をいうのか教えてください。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 具体的に申し上げますと、現行の行政職給料表（1）、これは一般事務職になりますが、この給料表が適用となる職務者につきましては、現在のところ行政に精通した通訳者、また責任の度合いがある程度少し大きくなる主任保健師と定めさせていただきますが、主任保健師、及び介護認定の調査者等を指しております。また、医療職給料表（3）、これは看護師関係の給料表になりますが、これが適用となる職務者では、医療行為が伴う訪問看護ステーションに勤務する看護師を指します。

今言いましたように、これらの職務は資格や専門的な知識、経験が必要である職務でありますので、1級ではなく、2級を採用したいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。

3番目行きます。

第3条第3項、フルタイム会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定するとなっておりますが、給料に関する規則の内容をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 規則の内容につきましては、最終的にはまだ全てはできておりません。現在作成中ではありますが、会計年度任用職員に移行する非常勤一般職等の職種を17の職種に区分し、それぞれの職務に応じて職務の級及び号給を規定する内容となっております。先ほど申し上げましたように、これが非常に苦労したところでありまして、まず令和2年度につきましては、17、くどいようですが、に職種を分けさせていただいております。

具体的な例で申しますと、事務補助につきましては1級1号、教育支援員は1級7号、クラス担任を持つ幼稚園教諭等は1級19号といったように、17の職種においてそれぞれの経験等も踏まえた中で、級と号給を規定するものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。17の職種に分けて、その職種の中でもまた号給を細かく分けていかなければならないということで、多分いろいろな市町からいろいろなもの全て、いろいろな情報を得ながら、多分苦慮されていると思います。また会計年度任用職員になられた方たちが、今度制度が変わってよかったと思われるような給与体制になっていくといいかと思っております。

では、4番目に行きます。

人件費は今よりどのくらいアップするのか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 先ほどの楠議員の質問と

合致してしまいますけど、今現在の職員が同じように会計年度職員に移行していただいたという前提のもとに、来年度は3,300万円、令和3年度以降につきましては期末手当が丸々2.6カ月分出ますので、6,800万円の増額となる見込みを立てております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 今の方たちをそのまま計算されて出されているものでありますが、この会計年度任用職員制度を導入するに当たり、国ではやはり各市町に今までの非常勤職員タイムの利用とかそういうものに関して、しっかりと精査をして、要は人件費削減というか、各市町のどこのまちも課題になっている部分なので、無駄なという言い方は失礼ですけれども、しっかりと各市町で必要な人を雇用されて、行政、各市町の運営がうまくいくようにというもとのこういう制度も設けられたと私は聞いているので、湖西市においても、今までよりはこの臨時や非常勤、臨時職員さんは正規の方の代用になりますので、そんなに変わらないと思いますけれども、非常勤の職員に関しては、しっかりと各課で精査が行われたと思います。多分、先ほども今働いている方たちにはそういう旨を伝えてあるとおっしゃられましたので、おおよそのぐらいの、言ってはいけませんけれども、削減が見込まれるのか、わかっておりましたら伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お聞きますが、現在の非常勤が会計年度に来年度変わった場合に、人数の削減という意味合いですか。

現時点ではまだ何人削減という形のもの、これから予算等も踏まえていきますので、今現在の非常勤職員の方には、こういう制度に変わるよ、こういう制度でもまた来年度以降もやられますかという意向を確認しているのでありまして、そこからの人数削減については今の時点ではまだ把握をしておりません。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。

では5番目に行きます。

この条例制定後の周知及び募集はどのように行われるのか、伺います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

会計年度任用職員の募集・採用につきましては、これも国のガイドラインにおいて、応募を希望する者や住民に対して説明責任を果たせるよう、できる限り広く募集を行うなど、適切な募集を行う必要があるとされておりますので、具体的には広報紙やウェブサイト等で募集を考えているところであります。

先ほども言いましたけど、今の非常勤職員に対しての周知はもう既に行ったところであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。これから募集を行っていくわけなんですけれども、先ほど私が質問したように、やはりそここのところのそれぞれの必要な部署で必要な人たちを何人欲しいかというのがこれから出てきて、それで新たに募集がされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） これからその精査をしていきまして、もし足りない場合には、当然、年明けにも募集は開始していく形で今考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第86号 湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり

ません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第87号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第87号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第88号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第88号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第89号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、6番 菅沼 淳君の発言を許します。菅沼 淳君。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○6番（菅沼 淳） 今回、議案89号での質疑であります。概要説明は議案90、91号も同様でありますので、3議案共通の質疑とさせていただきます。

それでは最初の質問です。

概要説明には、情勢適応の原則に基づくところが情勢とは、どのようなことか、具体的に教えてください。

○議長（加藤弘己） 総務部長。登壇して答弁をお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えします。

情勢適応の原則における情勢とは、民間企業における給与や諸手当の情勢であり、この情勢を調査により把握した情報をもとに民間と公務員を比較することで、人事院勧告がされております。

具体的には、月例給を比較するため、これにつきましては本社規模が50人以上かつ、支店や支社の事業所規模が50人以上の事業所を対象とした、従業員別調査、それと給与の改定状況や期末手当等の諸手当を比較するため、こちらにつきましては全国約5

万8,400の事業所から約1万2,500事業所を対象とした、事業所別調査を実施することで、情勢を把握し、公務員の給与水準の改定、並びに諸手当制度を見直す際の参考としております。以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） わかりました。ありがとうございます。

人事院勧告に準ずるとのことなんですけど、人事院勧告というのは法的拘束力があるんですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 法的拘束力はございません。以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） わかりました。ありがとうございます。

では質問2番目に行きます。

給与の引き上げは、本市のさまざまな情勢を反映、考慮されているとお考えかどうか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 今般の給与等の改定方針のもとになっております人事院勧告、この数値につきましては、先ほどの御質問にも出ましたように、本市も含んでおり、より広範囲に実施された各種調査に基づくものでありまして、また他の自治体との均衡を保つ意味でも、その数値の妥当性や正確性は、客観的な指標として十分信頼のおけるものと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 申し上げたいこともありますが、やめておきます。

では3番目の質問に行きます。

ラスパイレス指数が数年来100を超え、上昇を続けておりますが、そのような状況をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 議員がおっしゃられるとおり、本市のラスパイレス指数は近年上昇を続けておりますが、その要因といたしましては、職員の年齢構成によるものが大きく影響しているものであり

ます。

具体的には、ここ数年、いわゆる団塊の世代の職員が多数退職をされました。そのことによりまして、国と比べて比較的低い、職員の年齢層の方を早く昇格させたことによる、いわゆる管理職に若い年齢の職員がついたことによるものが影響しております。

また、年齢構成以外の要因といたしまして、このラスパイレス指数の算定に当たりましては、学歴を大卒、短大卒、高卒、本市ではないんですが国では中卒、の学歴の4区分に分けておりまして、なおかつその大卒の中でも年齢区分に応じていろいろ指数を算出しております。その結果、本市におきましては、大卒のラスパイレス指数は国の100に対して98.9%と低くなっております。反対に短大卒の方につきましては104.6%、高校卒につきましては105.4%と高くなっております。これは本市においては学歴による昇給の差は設けておりません。また、高卒、短大卒につきましては、初任給が国よりも若干高くなってるというものが影響しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） ありがとうございます。

おおむねわかったんですけども、特に問題はないと考えておられるということなんだと思いますけど、その内容、今の内容お聞きしますとね。これ、100を数年続けて超えるラスパイレス指数、続けていることで国から何か改善の指導だとかそういうものはないんですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 本市は問題ないとは思っておりません。国の指針を基づいてある程度考えていく必要がありますので、そういう意味におきましても、なるべく100に近づける方策をとっていく必要があると思います。

それも先ほど言いましたように、年齢構成によるものがありますので、その少ない年代の方がある程度上のほうに行かれば、それなりの数字になってきますし、そういう職員の採用の仕方、そしてここ一、二年ですぐ直せるものではないものですから、それは計画的に行っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） わかりました。ありがとうございます。

この件につきましては、もう少し詳しく知りたいと思っておりますので、いずれかまた一般質問でお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上、終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、6番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに、反対討論、6番 菅沼 淳君の発言を許します。6番 菅沼 淳君。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。

あらかじめお断りを申し上げます。本議案89号の反対討論につきましては、同様の内容が関連していることから、議案第90、91、99、100、101、102、103号議案につきましても、共通の討論とさせていただきます。

例年反対をしておりますので、簡潔に申し上げます。本議案の給与、勤勉手当、期末手当等の引き上げに係る条例改正は、本市の条例を改正するに当たり、本市の情勢を顧みることのない、公務員本位の安易な条例改正であると断じ、反対をするものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、賛成討論、14番 荻野利明君の発言を許します。14番 荻野利明君。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明です。私も毎年同じ賛成討論をしていますので、簡単に終わりたいと思います。

議案第89号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論を行います。

今回の給与の引き上げは、人事院の勧告を完全実施するものであり、当然の措置であります。人事院の勧告は労働者から労働基本権を奪った代償措置として設けられているものであり、勧告を完全実施するのは当然の責務であります。また、公務員の賃金は、戦後、労働者全体の牽引役を果たしてきました。今、非正規職員を初め、働く労働者の貧困が拡大をしています。こうしたときだからこそ、牽引役が必要であり、労働者全体の底上げが必要です。また、働く人たちの懐を暖めてこそ、景気回復を実感することができますし、地域経済にとってもプラスになると考えます。以上の理由で賛成討論といたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第89号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第89号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。暫時休憩といたします。再開を11時20分とさせていただきます。お願いします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第7 議案第90号 湖西市特別職の職員で常

勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに、反対討論、14番 荻野利明君の発言を許します。14番 荻野利明君。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明。議案第90号湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

三役の期末手当を引き上げようとするものですが、人事院は、市長初め三役に対する一切の勧告を行っていません。大体、一般職員と三役を同等に置くこと自体、間違っています。また、三役の給料や期末手当については、特別職報酬審等審議会の意見を聞くことになってはいますが、こうした手続がなされていません。今、財政難を理由に市民に大きな負担を求め、補助金カットを行ってしています。市民生活に大きな影響を与える一方で、そのようなときに人事院勧告を勘案し、特別職の期末手当を引き上げることは、到底市民の理解を得られるものではありません。

これは、金額の問題ではなく、やはり市の姿勢の問題だと私は考えます。今回の引き上げは、人事院勧告に便乗したにほかなりません。以上の理由で、反対討論を行います。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、賛成討論、11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。議案第90号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論をさせていただきます。

本議案の内容は、議案第89号と同様に、情勢適応の原則に基づき、特別職の報酬ではなく、期末手当の支給率を改正するものであります。人事院の勧告による国の取り扱いに準じて改正を行おうとするものであることから、私は本議案に賛成をいたします。以上で賛成討論といたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。4番 三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） まず、きょう実は何日か考えたんですが、昔の考え方と変わりました。それは、小泉元総理や菅直元総理もそうでありましたが、現役のときは原発賛成をしていた。けれどもあの事故を見て、考え方が大きく変わったということ、二人とも反省をし行っておりますが、同様に、私は今回のこの人事院勧告について、一般職員については労使関係の代表のような形で、争議権を剥奪されているかわりに人事院が交渉を行う。従うべきだというふうに思っており、特別職も議員も、そんな形でいいのかなというふうに現役の市長のときに思っております。けど考えてみたら、三役の報酬は、あるいは議員の報酬は、報酬審議会というものを通じて変えるものが妥当かと思えます。ボーナスにおいては、人事院勧告に従うというのは、やはり筋が違うなということ、この数日ちょっと悩みまして、反対の討論をさせていただくことになりました。人事院勧告とは、これは全く違うものであると思ひまして、反対であります。以上です。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でございました。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第90号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第91号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに、反対討論、14番 荻野利明君の発言を許します。14番 荻野利明君。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明。議案第91号湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

今回の改正について、議員の期末手当は国家公務員指定職の支給率に準じて支給しており、人事院勧告において0.5カ月分の引き上げがあったため、これに準じた改正を行うとの説明がありました。しかし、人事院勧告は、労働基本権が制約されている公務員労働者の代償措置として行われているものです。したがって、労使関係にない特別職の議員は人事院勧告に縛られるものではありません。また、議員の報酬や期末手当についても、特別職報酬等審議会の意見を聞くことになってはいますが、こうした手続がなされておられません。人事院勧告に便乗したにすぎ

ないものです。引き上げの理由は全くないと考えます。以上の理由で反対討論といたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、賛成討論、11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。議案第91号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論をいたします。

本議案の内容は、さきの議案第89号及び議案第90号と同様に、情勢適応の原則に基づいて、議員の期末手当の支給率を改正するものであります。また改正の理由も、さきの議案と同様に、人事院の勧告による国の取り扱いに準じて改正を行おうとするものであることから、私は本議案に賛成をするものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。4番 三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 前議案と同じ意味でありまして、人事院の勧告に従う義務はありません。そして報酬審議会を経て、数年に一回ぐらい決めるものがやはり筋かと思えます。加えて、今回議員に初めてなって、この件に遭遇したときに、議員同士でこのことについて話したことが一度もありません。ということをつけ加えて、やはりこれは報酬審議会に変えるべきものであり、毎年、人事院勧告に従うものではないと思ひまして、反対をしたいと思ひます。以上です。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第91号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第92号 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第92号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第93号 湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。通告に従ひまして議案第93号 湖西市交通遺児等福

社事業基金条例の一部を改正する条例制定について、質問させていただきます。

通告にありますように、事故防止対策にも活用したいということですが、どの程度までの事故防止対策を想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

事故防止対策といたしましては、啓発事業としてのぼり旗や看板等の作成を初め、また施設整備としてカーブミラー、区画線、防護柵、路面標示、注意喚起の標示板など交通安全施設の特定財源としての活用を考えております。

なお、参考までに現在までの基金残高は約4,600万円でございます。今まで毎年約50万円ほどの寄附をいただき、基金として積み立てているところであります。交通遺児等福祉手当を今支給しておりますが、それらを十分に確保した上で活用していきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そもそもこの条例というのは、交通遺児等の福祉向上に資するため、基金を設置したと思いますけども、なぜ今回、交通事故の防止対策にも使えるようにしようとするのか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

現在、交通遺児の給付金としましては、2名の方に給付のほうさせていただいております。かつては多いときでは8名の方に交通遺児の給付金ということでしておりましたが、今2名ということで、大分数が少なくなってきておまして、その基金自体の活用自体が原資におきましてもちょっと少ないということで、あと昨今、大津市とかの交通事故等、悲惨な交通事故等もふえてますことから、交通遺児に対する給付もそうですけど、交通事故を未然に防ぐということも、この基金のほうで活用できないかということで考えましたところ、内容的にはちょっと交通遺児以外に使えないものですから、今回、この

事故防止対策という一文を加えまして、交通事故防止に活用できるようにということで、今回条例の一部改正のほうを上げさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 以前、議案の説明のときに、こういった基金というのは御寄附をいただいた方の了承を得ないと、ある意味目的外という表現がいいかどうかわかりませんが、使えないということは私も以前から伺っています。そういった中で、今回御寄附をいただいた方からも了承を得ているということですが、御寄附いただいている方がどのくらいいるかわかりません。1年間で50万円ぐらいというのはわかりましたけども、そもそも基金を設定した当初からの方に御了承いただいたのか、直近の平成30年度に御寄附いただいた方だけの了承を得たのか、その点、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

寄附をいただいた方への了承でございますが、基本的には直近の方に連絡を差し上げて、こういった形で基金の活用をさせていただきたいということで了承をいただいております。

寄附者がいろいろと団体の場合は、まだ今存在している団体等につきましては連絡をさせていただいて、了承のほう得てるかと思いますが、それ以外で、過去に個人の方で、もう亡くなられた方とかいらっしゃいますので、そういった方についてはちょっと連絡のほうはとれませんので、了承のほうはいただいてないというのが現状です。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、過去にさかのぼってお亡くなりになってる方は別として、とりあえずさかのぼって団体等も含めて了承は得たという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

その解釈でよろしいかと思います。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

それと、今お二人の方で年間の活用がたしか三十数万円だったと思うんですけども、余り活用がなく、本当に基金残高が4,000万円強ある、4,450万円ですか、あるからこれを活用していきたいということですけども、それこそ青少年の育成事業基金とか、ほかにもこういった福祉向上に資するためということから考えると、ほかの今申しましたような基金は全く活用されてませんよね。平成30年度もゼロでした。そういった中で、やはり交通事故防止をすること、この基金に特化してこの条例の一部改正をしようということなんでしょうか。ほかの基金の検討はしなかったということよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今回の交通遺児等福祉事業基金の活用以外、ほかの福祉基金とかございますが、そちらのほうの活用は今回は検討しておりません。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） こういった基金の活用、従来の目的を変更するに当たっては、どういったときに、どういう状況で、どういった方が相談して、こういった条例の一部改正が行われるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今回の交通遺児等福祉事業基金を広く運用したいということで改正のほうさせていただいてるわけですが、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、悲惨な交通事故等がふえている状況の中で、これは余り言えないんですけど、厳しい財政状況の中で、こういった交通安全防止のために少しでもこういった基金を活用したいということで改正のほうを考えたわけですが、これにつきましては、当然、庁舎内でも検討させていただいて、当然、担当課、福祉部門で事業やるわけでないもんですから、担当課等々もいろいろと調整をさせていただきまして、先ほど申し上げました事業につきまして、活用のほうをさせていただきたいという、調整のほうをさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました、そこまでは。

では、例えばこれが可決されて、来年度あたり、どのくらいの支出を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えします。

来年度、支出についてはまだ具体的に幾らほどというのはまだ考えておりませんが、いずれにしても福祉給付金のほうがございますので、そちらに影響のない範囲でという形で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 寄附金に影響がないということだったと思いますので、その範囲内でうまく運用していきたいというお考えということよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 現在給付を受けておられる方、2名ですけど、基本的にはもう少しふえる可能性もありますので、その辺を見込んだ中で運用のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 済みません、私間違ったことを言ったかもしれません。給付を受けている方は2名ですね。ではなくて、今度事故防止対策にも使っていこうとする総額については、どのようにお考えですか、では。そこが私は平成30年度寄附をいただいているので、寄附をいただいた範囲内で検討されているのかなということをお聞きしようと思いました。申しわけありません。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 現在、大体平均的に50万円ぐらいの寄附をいただいておりますので、その範囲内というのも考えたのですが、実際の事業によっては、それを超えることもあろうかと思っております。そのときにはやはりもとのほうの取り崩しで運用ということも考えられると思いますが、今の時点で幾らまで使うということはちょっとまだ決まっておりますので、お答えすることはできません。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。金額はわからないということ。でも啓発とかカーブミラーとかの設置には使っていきたい。カーブミラー等は毎年出てくるのかなという気もしておりますので、おおよその概算はできるのかなと思ってお伺いしたけれども、お答えできないということでもありますので、わかりました。

では、これで私の質問、終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 今と同じ議案第93号 湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する条例制定について、お伺いいたします。

今、ちょっと言葉尻をつかむようで何ですが、大津市等のという、保育園児が交差点で亡くなった事故等もあったので、そういう交通事故防止対策というお話もありまして、私は早くその対策を進めてほしいということを一一般質問でもしてきた部分ではあります。令和元年9月の一般質問のときには、令和元年8月に調査をして、静岡市では既に令和元年9月議会で補正予算を1億円とかかなりの一般会計からの補正予算を組んでいた部分もあって、今言われたのは旗とかカーブミラーとか看板というので、ポールとかそういうのは言われなかったから、交差点の対策はどうかかなというのもありましたけれども、それはそれで期待するところではあります。出どころが今先輩議員もおっしゃられたように、交通事故によって遺児になった人への基金で、もちろん財政難だというのはわかるんですけども、ちょっとそこら辺が静岡市がいち早くそうやって対策を立てて一般会計からの補正予算を組んだことを思うと、どうかかなという、ちょっと疑問があります。それはそれで感想です。

平成30年度の決算のときには、この愛育事業を受けている方は1世帯でしたけれども、今2件だとい

うお話で、月に1万円を交通遺児1人につき差し上げてるといことなんですけれども、もちろん人数が一番多いときは8人だったそうなんですけれども、基金がこのようにたまってきていけば、その愛育事業の費用の検討、増額するとか、1万円を2万円にするとか、これまでもらっていた方に対してちょっと不公平かなというのがありますけれども、消費税が上がった分だとか、そういうような考慮での検討はなされなかったんでしょうか。この基金が4,600万円近くということなんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

給付されている方、その給付金自体の増額を考えたかということですけど、過去給付金、最初のころはたしか1人5,000円だったのが、平成19年度ぐらい、平成20年度から1万円に多分上げてではないかと思えます。それ以降、特に検討してはきておりませんでした。今回の基金の活用時におきましては、申しわけありません、ちょっと金額を変えるということは検討していません。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 交通遺児への愛育事業費ではありますけれども、もちろん、交通事故防止をすれば、加害者であるドライバーも亡くなって、その家庭が遺児を生むという、交通遺児を生むということもあり得りますので、本当に有効な活用ができればと思います。ありがとうございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。

ただいま2人の同僚議員がそれぞれ質疑されましたので、大方のところは理解いたしましたけれども、私も確認の意味でお伺いをいたします。

交通遺児等福祉事業基金ということで、いわゆる

交通遺児等の福祉を進めるための今までの基金であったものを、今回は交通事故の防止対策に資するためというところまで範囲を広げてこれを適用していこうと、こういうことで提案がされております。したがって私は、交通事故の防止についても、特に子供の交通事故防止、いわゆる交通遺児を出さないように、そういうところに特化して交通事故防止をやっていくんだというように理解を今認識してるわけですが、この点について、どのようなことをそのこのところ、交通事故の防止全般なのか、ある程度そうやって特化してるのか、そこら辺の考え方というんですか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

済みません、先ほどの答弁の中で少し説明が不足していたかと思えますけど、議員のおっしゃるとおり、今回の改正につきましては、基本的には交通遺児を出さないための交通安全、事故防止対策という形で進めておりますので、当然、事業としてはカーブミラーとかそういったものを申し上げましたが、やはり通学路のグリーンゾーンとかそういったものの設置とか、そういったものもやはり子供の交通遺児を出さないということを大前提に事業のほうは考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 交通安全対策は大変幅が広く、子供から成人、高齢者まで、また歩行者、ドライバーもあれば、いろいろな施設設備等の整備、いろいろあるわけですが、その中でも今部長のほうから答弁いただいた中で、交通遺児を出さないための交通安全対策だというようなことを確認させていただきました。交通遺児を出さないための事故防止対策を十分認識して、今後運用されていくということを期待して、質疑を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第93号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第93号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は午後1時とします。よろしくをお願いします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第11 議案第94号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第94号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、お伺いいたします。

資産の調査権が加わるということは何も反対するものではありませんが、お聞きいたします。どのような方法で報告を求めるのか。また、報告により、

借り受け人、それから保証人に資産が認められた場合は、償還金支払いの猶予や免除はしないということになるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

災害援護資金の借入申込書には、収入や資産状況の記入欄もあるため、償還金の支払い猶予や免除等の申請の際に、当初申請時の資産状況等に特に変更がない限り、改めて収入や資産状況の報告を求めることはありません。しかし、支払い猶予の申請理由により、それを証明できる書類等、特定の書式はありませんので、例えば離職証明書、医師の診断書とか破産手続開始の通知などを提出していただくことになろうかと思えます。

支払い猶予に関する理由としては、ある程度の収入、資産があっても、必ずしも現状のみではなく、将来的な変動状況も加味した上で猶予ができるものと考えております。

また、償還免除については、貸し付けを受けた者が死亡したとき、精神もしくは身体に著しい障害を受けたとき、破産または再生手続開始の決定を受けたときと法で定めているため、これらに該当する場合のみ免除となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

最初に収入とか資産状況を申し立てて、それから借りるというところで、いろいろな条件があってもマックス350万円の借入れということですけども、もちろん、自分に資産があれば、保証人まで立てて借入れをするということは、幾ら災害に遭っても銀行等の預貯金は保護されるわけですから、自宅で全部たんす預金にして流れちゃえば別ですけども、そういう方が借入れるとは思えないんですけども、一番はそうではない方たちが保証人を立てて借りるということで、私がなぜこだわったかといいますと、この地域なんかでリアルに考えますと、南海トラフだとか想定される巨大地震が起きた場合に、保証人の人がやはり同じように被害をこうむっ

てしまってという場合やなんかはもちろん想定されて、集中豪雨とか、そうであってもそこら辺の保証人の条件といたしますか、市営住宅とは全然違いますけれども、市営住宅の保証人の条件も変えてもらいましたけども、かつては市内に住んでる人とかあったんですけど、市内に住んでる人だったら同じように被災してしまったりするので、結局は自分で借入れなければ再建ができないという方が借りるわけですから、その保証人の条件とかというものは、私もちょっと検索したんですけども法律のほうを、ちょっと出てこなかったんで、そこら辺が条件とかわかっただけで教えていただきたいと思えます。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

保証人の条件につきましては、災害援護資金の借入れをするときに、そちらの申し込みのほうに連帯保証人という欄がありますので、そちらのほうへ保証人の方を書いていただくようになってますが、基本的には御本人さんが貸付金としては返さなければいけないものですから、それが滞ったときに連帯保証人の方に代わりしていただくというのが保証人ですので、その条件としては、やはりそれなりの収入とか資産がある方になってこようかと思えます。その中で、やはり勤務先とか資産状況、土地とか建物がどのぐらいありますかとか、そういうのを記入するようになってますので、それらを判断した中で保証人の設定ということになろうかと思えます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。承諾してつけてもらえればですけども、一番は先ほども言った巨大災害みたいなのが起きた場合には、保証人も太平洋沿岸の人たちはほとんど被害をこうむってしまって、自分の家だって再建しなければならないような状況にもなってくるし、そういった場合にはまた国のほうが法律を何らかの救済措置はとってくれるとは思いますが、ちょっとそのような辺を考えたところです。

ただ、保証人がいなければ、利息を払っていけばいいということでもありますけれども、いずれにして

も困窮してる状況の中で、なかなか難しいのではないかなと思います。もちろん、災害が毎年毎年これだけ多発してて、国も随分今度の新年度予算にもそういうものを盛り込んでいるようですけども、復興に関しての予算をね、どこまでも全てが公で賄うべきだとは思いませんけれども、有効に活用されればいいなと思います。本当に困窮している人に利息がついてという、その辺は過去の経緯や何かから、部長さんの知ってるところで、ありますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 補足説明になってしましますが、今回の改正につきましては、一文報告を求めることができるということになってるんですが、これの背景としましては、やはり東日本とかの大震災が起きて、援護資金の貸し付けを、借入れをされてる方が、かなり償還のほうで滞っているという現状がありまして、そういった中で償還のほうの事務手続は市町が行います。市町のほうも大分困っているということで、本来ですと支払い猶予については申請して申し出れば、認められれば猶予のほうができるんですが、それもできない状態の方が多々いるということで、積極的に市町のほうから報告を求めることや、本人が報告できなければ、そういった資産の状況やなんかも調査できるというふうになっておりますので、どちらかという借入れ側の立場に立った改正ということで、今回うちのほうの条例も一部改正させていただいたということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。なかなか返済できない方に寄り添った新たな一部改正ということがわかりました。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第94号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第95号 市有地の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第95号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第96号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第96号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第97号 市道の路線の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第97号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第98号 市道の路線の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第98号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第99号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。議案第99号につきまして、4点ほど通告をしてございますので、順番にお聞きしたいと思います。

1点目、歳出の2款1項11目です。情報政策費です。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの普及促進において、目標数、それから市民の方にどれだけの人に取得をしてもらおうかというような目標数、見込みを教えてくださいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。登壇して答弁をお願いします。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

国は、令和5年3月末までに、ほとんどの住民にカードを保有してもらうという想定で、マイナンバーカード交付円滑化計画におきまして、想定数値を設定しております。

国の想定数値は、令和2年7月末の交付率を31.45%から23.5%の範囲内、令和3年3月末の交付率を59.4%から47.1%の範囲内というふうにしております。

この設定に対しまして、湖西市では令和2年7月末で交付率を23.9%、交付枚数でいきますと1万4,290枚、令和3年3月末には交付率48.1%、交付枚数でいきますと2万8,690枚を目標としております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） かなり高い目標を掲げられると思うんですけど、ちなみにベンチマークとして、直近で湖西市のマイナンバーカード発行枚数は何枚ですか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

令和元年10月末現在になりますが、7,364枚でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） といいますと、これから少し、来年度末まで、1万4,290枚、約2倍の枚数を登録をしていただくわけなんですけれども、具体的に、いいです。これで1つ目は終わります。

2つ目。このマイナンバーカードを、今御答弁いただいたように、7,364枚から1万4,290枚まで普及をしていただくということなんですけど、その方策について、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

まず第一に、広報・周知をすることであるというふう考えております。既に、あらいじゃんとすとかKOKOまつりなどのイベントや、事業所向けの年末調整説明会におきまして、周知パンフレットなどを配布しており、今後もこうした機会を捉えて実

施をしてみたいと思います。またあわせてまして、市の広報媒体でも周知を行ってまいります。

2つ目としまして、出張受付や出張申請サポートの実施でございます。今回の補正予算を議決いただいた後に、備品のほうを準備いたしまして、出張受付の体制を整えてまいります。本格的な実施は4月以降となりますが、出張受付等を希望する事業所ですとか団体などと日程等調整を行いまして、随時実施をしてみたいというふう考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） 済みません、ただの補足なんですけど、今の普及促進策、これは国がこれだけやるということなんで、それに従ってやっていかなくてはいけないと思ってます。ただ、これは市町村だけに押しつけられても、正直、できないよというのは。現実的でない。やるんですけども、ただ現実的に、今の例えば湖西市で言えば市民課だとかそういったところで日常業務やりながらできるかということ、それは限界があると思っていますので、ちゃんとそこを考えてくれと国にも言っていて、例えば今だったら、前も新聞に載ってたかと思いますが、例えば運転免許センターでマイナンバーやりますよとか、多分もうすぐイオンモールだとかそういうところにも開放すると聞いているので、そうなれば、現実的にこの数字が達成できる、令和2年はともかく、令和3年とか、多分令和5年ぐらいまでにしっかりみんなが保険証になったりとか使うんでしょうから、市町村だけに押しつけるなということは言っていますので、総務省とかにも。そこは出張だとかこういったところも、当然事業所とかに、市役所としてというか、自治体としてやっていきますけれども、そういったさまざまな媒体を通して普及を促進してもらうということが、自治体だけではなくて、あらゆる人が集まったりとか、交付とか申請をするところでやっていただくことが、協力的にやっていくということが必要なということを国に求めていきたいと思っています。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） やはり、1枚当たりかなり登

録に時間がかかって、私も最近、マイキーIDも登録をさせていただきましたけど、やはりマイナンバーカードがあれば、マイキーIDは2分ぐらいですらっと発行できてしまうのでいいんですけど、そのもとのマイナンバーカード、個人番号カードについてはかなり時間を要したと思います。

この枚数を本当に処理をしていくというのは莫大な工数がかかるのではないのかなというふうに思うわけなんですけども、これから健康保険組合もこのマイナンバーカードを利用できるようになるというふうな話も伺ってる中で、民間企業の中でもかなり浸透していくのかなというふうには思っておりますので、かなりハードルの高い事業かなというふうに、少し心配をしておりました。質問を終わります。

それから次の質問に移っていいでしょうか。

3款2項1目です。小学生の医療費が伸びたということで補正の申請があるわけなんですけれども、当初予算で予測が困難だったのかなというの、もし事情がわかれば伺いたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

要因につきましては、手足口病やインフルエンザ、その他病気やけがの増、医療費が無償化されたことによる受診増などが考えられ、健康保険組合初め近隣市へも照会いたしました。残念ながら特定するまでには至っておりません。

参考までに、湖西市同様政令市を除く近隣5市のうち、4市が補正対応するとの情報を得ております。

なお、現状といたしましては、当初予算見込みより小・中学生の伸びが大きく、実績の増が1.17倍となっております。また、平成30年10月から高校生も無償化となり、小・中学生の23.5%程度を予算の中で見込んでいましたが、令和元年上半期実績は28.8%でありました。

これから医療費が増加する冬を迎えるに当たり、12月までは試算で月2,500万円、1月以降、月2,900万円を見込み、今回の5,013万1,000円の補正要求とさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） インフルエンザで学校のほう

も学級閉鎖になっているクラスもあるというふうに聞いておりますので、少し前倒しでインフルエンザが流行したのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

続きまして3点目の質問ですけれども、6款1項3目です。人・農地プランの実質化ですけど、どのような状態なのか、まず伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） お答えします。

地域の農業の将来のあり方を検討して、担い手となる認定農業者への農地の集積、また集約化を進めるため、地域の中心となる経営体、担い手ですが、の状況と、農地中間管理機構の活用方針等を定めたものが、人・農地プランということで今持っている計画でございます。

令和元年5月の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地の集積・集約化に向けて、より実効性のあるプランを作成するため、集落等の小さなまとまりを単位として、地権者と話し合いを進めまして、より具体的な農地集約等のプランを作成することとされました。これを進めることを、人・農地プランの実質化といいます。

今回は、このための農地の現況でありますとか、今後の利用計画、また集約希望など、農地の所有者のアンケート等を実施しまして、調査結果を図面化して、話し合いの準備を進める業務を行うということで進めることとしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） といいますと、農地集約に向けて、今準備段階だと。状態としては準備段階だということよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 実質化を進めるために、準備段階として補正予算で計上して準備を進めるということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） では、通告の2つ目になりませうけれども、農業地域というのはある程度限られてくる、市内ですとか限られてくるかと思うんですけども、エリアについて、どこのエリアかと、その

選定の理由もわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 対象となるエリアは、土地改良区受益地内の新所地区を予定しておるところです。選定の理由につきましては、農地等の保全を行う多面的機能支払交付金の活動している地区でもございまして、またそれに加えて、比較的若手の担い手となる認定農業者がいること、また既に一部の農地集約が進められていることなどを考慮しまして、湖西市市内でのモデル的な地域として選定させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） エリア、ホームページで見ると2カ所あったかと思うんですけども、新所と、もう1カ所はなかったでしたか。1カ所だけでしたか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 今回補正で進めるところは新所地区ということで、新所地区の北側の丘陵地の土地改良受益地を予定しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） これから集約されて、若手の農業者さんが多面的にやられていく。具体的にはまだどのような事業を進めていくとか、花卉なのかだとか、いろんな作物があるかと思えますけども、どういった方面で進めていくとかいうようなプランは既にあるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 現在、その予定を進めるために、使われている農地であるとか、集約したい農地であるとかを皆さんにお聞きしまして、それを図面化して、将来の農地を集約するというものを検討していきますので、実際にどういうものに使おうというのはまだ決めてございません。実際には花卉等をやってる若手の担い手がいらっしゃるといことで聞いております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） わかりました。見守りたいと思います。ありがとうございました。

それでは通告の最後、4点目の7款1項3目です。

こちらのほう伺いたいと思います。

通訳機を導入されるというようなことなんですけれども、通訳機ですかね、の仕様と台数をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 購入予定をしております通訳機は、英語や中国語を初めとした74言語に対応しまして、自分や相手が話す言葉に対して翻訳をするという機能を持っております。

仕様につきましては、現在、新聞等で御承知かと思いますが、浜松の商工会議所で導入し貸与しているものと同等の製品を予定しているところでございまして、Wi-Fi環境がなくても使用が可能ということになっております。

続いて購入台数につきましては、現在のところ30台を予定しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） わかりました。

それでは、この中の2つ目です。その通訳機を設置する施設、またあわせて職員はどのような、この通訳機を使って対応されようとしているか、伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 通訳機の購入の目的は、令和2年度に開催される大規模なイベント、東京オリンピックであるとかパラリンピックの開催に伴いまして、増加が予想される外国人観光客等への対応に役立てていただくことでございます。また、実際の使用について、感想や意見を求めたりということで、データを集めて、今後の湖西市のインバウンド対策に生かしていくことも予定しております。

設置を予定している施設につきましては、市内の宿泊施設や観光・文化施設を中心に、また公共施設の窓口など、外国人への対応機会が多い場所への貸与を優先的に考えておるところでございます。

また、職員の対応ですが、設置した効果があらわれやすいような貸与の方法であるとか、設置場所の検討と選考、また事業者の皆様への運用方法の説明、またそれに比べましてアンケートの集計や分析など

を行っていくとともに、より多くの職員が、みずから外国人への対応ができるように、説明会などを開催していくことも予定しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） かなりの、30台という機械を、ホテルですとか観光施設に置かれるということなんですけども、やはりせっかく購入したもので、活用していただくことがやはり何よりだと思うんですね。私たちが時々翻訳機だとか使うんですけども、やはり機械が訳しやすような言語だとか日本語の使い方なんかも、ちょっとしたコツがあったりするかと思うんですね。そういったところもしっかりと利用者さんに御理解いただきながら、利用していただくためのやはり今部長答弁いただいたように説明会ですとかそういったところを充実していただきたいというふうに思いました。これもまた楽しみに見守りたいと思います。以上で私の質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。通告に従いまして、補正予算関係、質問させていただきます。

まず1点目、2款1項19目、アスベスト使用が判明した経緯をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。登壇して答弁をお願いいたします。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

今回行おうとする工事箇所は、新居地域センター東側に位置しております車庫棟の軒天部分でございます。

平成30年9月30日の台風24号の影響で破損をいたしました。その修繕につきましては、車庫としての機能に直接的な支障はないということで急いで修繕する必要がなかったこと、それに加えまして平成30年度におきましては新居支所の修繕料に、その時

点では余裕がなかったということから、令和元年度に修繕するという予定でございました。

しかしながら、破損しました軒天の破片をことしの7月24日に他の産業廃棄物と一緒に処分をしようとしたところ、回収業者からアスベストが含まれているのではないかなという指摘を受けましたので、検査をした結果、8月5日にアスベストが入っているということが判明したものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、軒天の中にあつたアスベストということで、なかなか目視では確認ができない場所ということだと思いますけども、そうしますと、今後まだこういった可能性というのは出てくると思っていたほうがよろしいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

新居地域センターにつきましては、かつて天井部に吹きつけのアスベストがございましたが、これは平成17年のときに処分をしております。そのほか、車庫棟の内部の壁にアスベストがあるかもしれないということがありますが、これについては来年度、予算を計上して調査をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 新居地域センターの車庫が台風で壊れたから、今回こういった内装というか、直接目に触れるところではないところに使用されていたのが判明したということで、ひょっとすると、これ公共施設全体の中では、ひょっとしたらまだそういうところがあるかもしれないのかなというふうに私は感じました。ありがとうございます。

では2番目です。撤去する面積はどのくらいなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

撤去する軒天の面積でございますが、20.646平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

要するに本当に東側の車庫のところだけであって、北側のほうまではつながっていないという、そういう認識でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

では次の質問に移ります。

6款1項3目、先ほど同僚議員がお聞きしましたけども、人・農地プランの実質化とはどのようなことかというのは、答弁を聞いてわかりましたけども、そもそも湖西市の人・農地プランは平成26年ぐらいに策定されていきましたか。そこを確認させてください。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 湖西市の人・農地プランにつきましては、お申し出のとおり、既に策定されているものでございます。

現在のプランにつきましては、市内全体が対象になっておりまして、また中心的な役割を果たす農業者につきましても、市内の認定農業者が全員ということで、ちょっと具体的なものに欠けるものがございます。こちらの既に制定しているプランがなかなか実質化に結びつかないということで、今回、地域を区切って、実際に実質化につながるようなことを進めようということで計画しておるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。湖西市の人・農地プランを検索しても、なかなか当たらないんですね。で、どうなのかなと思って、再度確認させていただきましたが、既に策定済みということは確認できました。ありがとうございます。

2番目に移ります。

2番目のアンケート調査の対象地域、対象者数を伺うということで、対象地域は先ほどの答弁で、まずは新所地区を行うということがわかりました。アンケートを行うということですので、対象者数がど

のくらいあるのか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 今おっしゃいましたように、実質の予定のエリアとしましては、細かく言いますと、過去に圃場整備をやったところでございます。新所地区の龍ヶ谷池を中心とした東小学校の南側から国道301号線にかけて広がる丘陵地の農地でございます。

対象者につきましては、湖西用土地改良区で賦課をしている面的整備の受益者負担金の納付義務者ということで、350人程度を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今回は350人程度を対象に行うということでわかりました。

そこはわかったんですけども、先ほど同僚議員が吉美の地域も計画にあるのではないかとということをお聞きしたと思うんですけども、今回の補正はこの新所地区を対象に行うということで、人・農地プランの実質化に向けた工程表を見ますと、アンケートと地図化による現況把握というのが2019年の1月に行いますよということで今回の補正が組まれておりますね。でも、説明文の中に地図作成、3番にもかかっていきますけども、地図作成という言葉も含まれていましたけども、例えば地図作成の費用も今回の補正に含まれるという解釈でしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 準備を進めるということで、地図の作成まで含めて進めるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、その地図を作成するのは、この3番、丸々3番なんですけども、どこが作成するのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） アンケートを実施しました上で、地図につきましては湖西市のほう、市のほうで2月末までに策定いたしまして、令和2年度の当初から予定しています地域の話し合いに活用するように準備をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

そうしますと、吉美のほうも計画されているようなんですけども、これは令和2年度にまた予算を組んで取り組んでいくという、そういった解釈をしていてよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 吉美地区につきましては、令和2年度の構造改善事業ということで、この新所地区に続けて継続して実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

では次の質問に移ります。

7款1項3目、先ほどと同様ですけども、市内観光施設を訪れる外国人観光客の動向をどのようにつかんでらっしゃいますか。お伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） お答えします。

湖西市を訪れる外国人観光客につきましては、市内の宿泊施設への宿泊者数を四半期ごとに集計しております。9月までの外国人の宿泊者数の集計につきましては、平成30年度、前年度が5,631人、令和元年度につきましては1万1,821人でございまして、前年度と比べまして6,190人の増となっております。

その要因としては、東京から京都・大阪を結ぶゴールデンルートだということで以前からありますが、その中で特に中国人のツアー客が湖西市内のホテルを宿泊地として利用する傾向が、まず定着化しているのかなということが要因として考えられます。こちらにつきましては、宿泊事業者の努力によるものと認識しておるところでございます。

また、浜名湖のDMOと連携して進めておりますインバウンド対策事業につきましても、海外に向け、さまざまな情報発信等を行っておりますので、少しずつ湖西市にも効果が見られているというふうに考えております。

また、市内の観光施設への外国人の来場者数につ

きましては、統計がとれております関所、新居関所と本興寺なのですが、いずれも来場客が増加しているという状況でございます。

ほかの施設でも、正確な人数の把握はまだできておりませんが、海湖館などの観光施設や市内の文化施設等の外国人来場客数は、見える範囲でございますが、増加しているという傾向にあると考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今の答弁にありましたように、確かにこの市役所のすぐ近くのホテルでも大勢の方が宿泊はされているかなと思うんですけども、なかなか市内の観光施設、外国人の方が果たしてどのくらい訪れているのかというのは、ちょっと疑問を抱くところであります。

では2番目です。翻訳機を補正で設置しなければならぬ理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） お答えします。

御承知のとおり、令和2年7月には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、訪日外国人観光客数の増加が予想されております。また、同時期に湖西市内においても浜名湖キューバヘミングウェイカップが開催されることで、湖西市を訪れる外国人観光客数が増加することが期待されます。

外国人観光客の受け入れ準備につきましては、宿泊施設の予約などで早目の対策が必要となること、また今まで外国人客を迎えたことのない、経験の少ない市内の施設、事業者の方々には、ある程度の準備期間が必要であると考えております。

また、それに加えまして機器の購入から納品までの期間が約1カ月、また貸与先の選考であるとか、取り扱いの説明会などの準備期間に期間がかかることを想定しております。

以上のことから、翻訳機の設置にはできるだけ早目の対策と準備期間が必要であるということから、今回の補正の予算案に計上させていただいたところでございます。

1つちょっと訂正をお願いしてもよろしいでしょうか。

先ほど、済みません、関所史料館と言いましたが、豊田佐吉記念館の間違いでしたので、統計のほうはそちらの豊田佐吉記念館のほうが入っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 令和2年度に大きなイベントがあるのでということなんですけれども、例えば宿泊施設は民間さんなので、民間さんが設置してもらえばいいと考えるんですけど、どうなんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 宿泊施設も既にそういう対応されてるところでございますが、やはり湖西市全体でそういう外国人の対応とか受け入れるところで、貸与することで、外国人の対応したデータといいますか、対応の状況を御報告いただいたり集めることで、それをまた市内全体の外国人客、外国人の対応に生かしていきたいということで考えておるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 民間には貸与するという、そういったお考えだということなんです。そこはちょっといまひとつ確認できました。

ヘミングウェイカップがあるとかいろいろおっしゃいましたけども、納入に1カ月とか、機器等説明、周知で早目の対応ということですけども、これ、新年度予算ではやはり間に合わないという判断なんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 実際にことしもワールドカップのラグビーが開催され、やはり湖西市内においても結構緊急的ですか、急遽そういう問い合わせがあったり、泊まれた方がいらっしゃるということで、なかなかその準備を進めるということでは、なるべく早く対応をとということで、データも得るために、今回の補正とさせていただきますということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） データを得るためということですので、そこはわかりました。

では3番目ですけども、設置する場所も先ほどの

答弁で、公共施設等、それから管理方法も伺いましたけども、今現在、公共施設でこういった場所を考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） まだ検討段階でございますが、公共施設におきましては、新居関所史料館、また今切の海釣公園の海湖館、またデータを得るという意味で市の窓口としても対応を考えておりますので、市の市民課、観光交流課、またスポーツ・文化課、支所等の公共施設を考えているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 正式に購入というふうになればまた正確な情報はいただけると思います。

先ほどの答弁の中で、74言語でしたか、75言語対応の翻訳機ということ、これが浜松商工会議所と同じレベルのものを導入、考えているということですけども、果たしてそれだけの機能のものがこの湖西市にも必要なんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 特に74か国語、必ず必要だとは思っておりませんが、機能的にそういう機能をそろえているということと、既に浜松の商工会議所を経て使われておりまして、実績があるということで考慮させていただいたところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 参考にしたということは理解できますけども、浜松市と湖西市では全然、外国人にしろ、人口にしろ、政令市とこの湖西市も、全く規模も違うものですから、ある程度そこら辺は導入に当たっては慎重に検討していただきたいと思えます。では、この質問終わります。

では次、8款2項3目です。国費の活用と事業進捗を図るため、土地購入費と補償金を減額し、工事請負費を増額することとありましたが、詳細をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回の道路改良費の補正につきましては、都市計

画道路大倉戸茶屋松線の整備事業に関するものになっております。

今年度内の契約が見込めない土地購入費1,249万円及び補償金279万円を減額して、交付金の有効活用及び工事の進捗を図る観点から、この減額分、合計した1,528万円を工事請負費に移行して予算執行するもので、いわゆる用地・補償費から工事請負費への組み替えを行うものであります。

また、今回の組み替え予算額である工事請負費、先ほど申しました1,528万円につきましては、本年度、令和元年度発注の工事の中で予算執行していく予定であります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 用地取得が見込めないということですけども、現在の用地取得率はどの程度なんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現時点での用地取得率、契約をした率でございますけれども、約97.8%となっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 97.8%ということですので、あと2.2%の用地取得が見込めないということですけども、用地取得が進まないとなかなか工事に影響が出てくるかと思うんですけども、今後、用地取得の見込みはどうなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在、今取得できていない用地につきましても、ずっと継続して用地交渉のほうは行っております。その中で、権利者の方と最終的に契約に至っていないということもございますけれども、交渉については今後も鋭意交渉していきます。工事の影響を与えないようにはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 本当にこういった用地の取得というのには大変な努力が要ることは重々承知してはいますけれども、工事に大きな影響がないように、頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

ます。

では、次の質問に移ります。

歳出同じく10款6項9目です。現在に至るまでの保守点検状況をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

保守点検の状況でございますが、平成28年度に建築基準法の改正により、特定建築物の点検が義務づけされ、中央図書館もその対象となりました。

平成28年度の点検におきましては、照度不足について指摘事項があり、これにつきましては改修を行っております。

平成29年度の点検におきましては、外壁の浮き、照度不足と予備電源の容量不足についての指摘がありまして、こちらも改修を実施しております。外壁の浮きにつきましては先般工事が終了しております。

平成30年度の点検におきましては、指摘事項はありませんでしたが、点検時に、排煙窓の開閉等について不安があるため、見てもらったほうがよいとの指摘がございました。専門業者に点検をお願いしましたところ、部品の劣化による開閉不良等があるとの報告を受けております。

そして本年度、令和元年度の点検においては、防煙垂れ壁の作動不良と排煙窓の開放不良についての指摘事項がありましたことから、今回の補正で対応をさせていただくこととしたものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今回の補正額で中央図書館の今指摘されていることに対して全て修繕を行うという捉え方でよろしいんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） そのとおりでございます。開閉窓の修繕と防煙のスクリーンの修繕ということになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。部分的かどうか、部分的な修繕ではなく、全体、図書館全体のそういった開閉窓の修繕と防煙対策のほうの、防煙対策のスクリーンですか、何かそれを行うということ

で。もう一度済みません。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 排煙窓の修繕箇所ですが、全部で26カ所ございます。この26カ所は全てでございます。内訳としましては、5連になっている窓が2カ所、4連になっている窓が10カ所、2連窓が10カ所で、単体の窓が4カ所となっております。図書館全体で26カ所という形でございます。防煙スクリーンの修繕箇所は6カ所と。修繕につきましては、基本的には全ての部品を交換することでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 詳細な説明、ありがとうございます。

この修繕を行うに当たって、図書館の開館業務に影響というのはどうなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） この工事につきましては、ワイヤー等は壁の中を通したりとか非常にちょっと複雑な工事もありまして、また東側の屋根については排煙窓については非常に高い所で、これについては外側に足場を組んで作業しなければならないというようなこともありまして、基本的には音が出る作業、がちゃがちゃとやる作業については休館日の日にやらせていただいて、来館者の方に影響がないような、音が出ないような作業については、オープンしている間でも作業のほうは進めると。おおむね2月末から3月上旬ぐらい、年明けから始めて2カ月ちょっとぐらいの工期は見込んでおります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。この修繕工事というのが2月から3月の中旬で終わる予定であるということが確認できました。ありがとうございます。

では最後の質問に移ります。

10款7項1目です。こちらのほうも修繕の内容をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

今回の修繕につきましては、本年10月に実施しました保守点検の際に、浄化槽内の汚物をためる槽にありますトイレからの汚物の流入部、その部分に亀裂が生じており、このままの状態で使用すると亀裂部分が広がって浄化槽の使用にふぐあいが生じるという指摘を受けたためでございます。そのため、緊急の修繕を今回お願いするというものでございます。

修繕内容につきましては、槽にたまった汚物のくみ取りを行った後、浄化槽周りの掘削を行って、破損部分、その部分を一旦切り取りまして、FRPのような状態になってますので、そこをもう一度補修をして、もう一度埋め直すというような作業になります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） この公園には浄化槽は何カ所設置されてましたか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

隣の野球場のほうの裏のほうにもトイレがございまして、そちらのほうにも浄化槽が設置してございます。ですので、みなと運動公園の中としましては、その2カ所という形になると思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 以前、木の根っこが随分浄化槽とか配管関係のほうに入ってしまった修繕したことがあったように思うんですけども、その浄化槽とは違うということですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 今ちょっと木の根っこというのが自分がちょっとどの辺の場所かというのがわかっていないものですから、申しわけないです。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 野球というか、ソフトボールをやったりするところの裏側のトイレだったと思うんですけども。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） その場所ではないということでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） その場所でしたら、もうそういうことが想定されていたのではないかなと思ったもんですからお聞きしました。

ただいまの説明の中で、その部分を切り取って何か補修してまた埋め戻すということだと思っんですけども、そういった修繕の仕方でもた今後、当分の間は大丈夫だということなんでしょうか。いっそ新しいものにしてしまったほうがいいんじゃないかと、ふと思うんですけど。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

亀裂が入っているだけでするので、補修をすればこの部分は大丈夫と。ただ、多少沈下というような状況、落ちてるもんですから、ちょっとかさ上げをするというような状況で、浄化槽の使用には支障はないということは聞いております。また浄化槽を変えると、非常に数千万単位のお金がかかりますので、使える間は補修をして使うというふうを考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

最後ですけども、老朽化ということですけども、こちらのほうも当初予算で見込めなかったのかということで通告してありますので、答弁をお願いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 今回の修繕でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、10月の保守点検で指摘をされたものですから、昨年に行った直前の保守点検、今年度も10月より前に何度かはやっておるんですが、そのときにも特段の指摘はなくて、今回指摘があったということで、補正予算で対応させていただくという形になったものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。暫時休憩とい

たします。再開を14時20分とさせていただきます。よろしくをお願いします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開します。

議案第99号の質疑を続けます。続いて、11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。通告に従って、順次質疑をさせていただきます。

まず最初に、3款のこども医療費の増加需要についてでございますけども、これはさきの同僚議員の質疑、そして答弁で大方を理解いたしましたので、これにつきましては取り下げさせていただきます。

次に、7款の外国人観光客対応の翻訳機の関係でございますが、設置台数、それから設置の場所等についても、これを理解し、この点については了解をいたします。

ただ、後段にありますように、どのように使用し管理していくのか、その概要説明をということでお尋ねいたします。いわゆる、今後どのように使用し管理していくのか。設置の場所は、確定するのはここ、そして設置に当たってのいわゆる設置する場所の施設者との約束事、取り決め事、例えば設置して、そのところで翻訳機を使っていたことによって使用料をいただくのか、逆に設置してもらうのだからこっちからそういう手数料を払うのか、またそのこの関係者に説明会をどうやっていくか、勉強会はどうか、そして日常の管理はどうか、故障が発生したらどうなのか等々、総合的な管理状況についての概要説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。登壇して答弁をお願いします。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

○産業部長（長田尚史） お答えいたします。

先ほどの楠議員、神谷議員の両名からの御質問にもお答えさせていただきましたが、翻訳機を30台ほど購入しまして、市内の宿泊業者や観光施設管理者、

また公共施設等のかかわる方を中心に貸与したいというふうな考えでございます。

また、管理方法等でございますが、翻訳機のほうは、翻訳機の貸与契約、一応要領等を定めまして、貸与する事業所等と契約といたしますか、要領に沿った貸与の方法を考えていきたいと思っております。また、その中では貸与の対象でございますが、観光協会でありますとか市内の観光施設管理者、または公共施設等を、具体的にはこれから決めてまいります、考えておるところでございます。

また、貸し出し期間につきましては2年間。2年間、機械が使えるということで、2年間を予定しておるところでございます。

また、使用料につきましては一応無料ということでございますが、翻訳機の利用に伴います諸経費、通信料でありますとか、Wi-Fiの環境を使わなくてもできるということでございますが、Wi-Fi環境つけないとアップデートとかができませんので、そちらのほうの整備費等については、借り受けるほうで御負担をいただきたいというふうに考えております。

また、日常の管理でございますが、一応翻訳機の利用報告ということで、こちらのほうで利用のデータを集めさせていただくために、利用報告みたいなものを集計表を出させていただきまして、そちらのほうで日常の管理をいただいて、データのほうをうちでいただくという形で管理をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今、少し聞き漏らしたところがあるものですから確認させてください。点検の経費とかそういうものについては、市のほうで負担するのか、あるいは貸与先のほうで行うのか。そして、使ってるときに故障が発生したときの、その故障の経費や何かやについては、貸与先でやるのか、それとも市のほうでやるのか。また、総体的な管理というものは、市のどこが所管をして、どんなぐあいにやっていくのか。この機械というものは常に点検をしていかないと、車だったら車検がありますし、いろいろな機械も1年に正常かどうか点検していく。

そういう点検維持管理費というのはどんなぐあいになっているのか。そこら辺のところもちょっと、いま一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 通常の管理につきましては保守のほうへ入りますので、通常の何もこちらに瑕疵がない故障とか点検のほうは、そちらの料金に入ってるということでございます。ただし、保証の範囲でない故障とか、故意による故障については、貸し出し先のほうで御負担をいただくということと考えております。

また、通常の管理でございますが、観光交流課のほうで、第一の目的はインバウンド、外国人の観光客への対応ということで考えておりますので、観光交流課のほうで備品のほうは管理し、実際には貸し出し先で日常の管理をしていただくということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） もう一点だけお願いします。今後、関係者に説明会を開いて勉強会をやったり、こんなぐあいにやっていくんですよということで順次進めていくわけですけども、大方のスケジュールというか、こんなぐあいに大体やっていきたいというような、もし予定というか、そんなものをつかんでおられたら教えていただきたいなと思っております。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 購入につきましては、先ほども申しましたようにやはり1カ月ほどかかるということを知っておりますので、そちらのほうの購入のほう、まず進めまして、年度内、令和2年3月までに、そちらの説明会と貸与先を決定して、新たな新年度には実際に活用していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解しました。ありがとうございました。

それでは次に、10款の中央図書館の排煙設備のふぐあいについて質問させていただきます。

定期点検によってふぐあいが見つかった。そして箇所数も26カ所云々ということで、その概要は理解

をいたしました。

ここで一点、確認させてください。ふぐあいを見つけたのは定期点検で行ったということですが、今までの定期点検では見つからなくて、今回の定期点検で見つかったということは、今までの定期点検とは違う何か方法をとったのか。何か今回、大きな修繕というか、ふぐあいが見つかったわけですが、そのところで通常の点検とは何か違う方法があったのか。そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、平成28年度から点検の対象になったということで、それまでは消防法に定める消火器とか、そういったものについては点検をやっておったのですが、窓についてはなかなか職員が窓をあけて閉めて点検をするということは、なかなかやってきませんでした。

図書館ができたのが平成元年ということで、ほぼ30年間、なかなかその滑車だとかワイヤーとかハンドル、動かしたことがなかったということで、ちょっとふぐあいがありそうだよということは点検のたびに言われておったのですが、点検の業者さんもあけたはいいいけど、もし閉まらなくなったらどうしようというような、そういった非常に不安もあるということがありまして、なかなかあけたり閉めたりということが点検でできなかつた。そういった中で、専門の業者さんに一度見てもらったほうがいいですねという指摘を受けたものですから、専門の業者さんに見てもらったところ、これは非常にちょっと動作に不安があると。また点検のときに全部あけたりすると、ちょっと閉まらなくなってしまう可能性が非常に高いから、これはもう全体的に部品を変えたほうがいいと、そういったお話があったものですから、今回そういった指摘もある中で修繕をやらせていただくということになりました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 経過がよくわかりました。了解をいたします。

次に、最後の繰越明許費、議案書の50ページにな

りますけども、大倉戸茶屋松線の整備事業費について、お尋ねをいたします。

今回、繰越明許費で翌年度に繰り越そうということでございますが、年度内に完了できなくなった事情の説明を、いま一度お尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回上程させていただいている繰越明許費は、都市計画道路大倉戸茶屋松線整備事業の工事請負費3億1,872万4,000円でございます。

事業用地にかかる補償物件の移転・撤去、用地取得に不測の日数を要していることから、現在施工中であります平成30年度からの繰り越し工事におくれが生じております。このおくれによって、その後継続して行う本年度、令和元年度の工事の発注のほうがおくれておりまして、この工事の適正工期を確保するということが見込めないために、今回、工事請負費を繰り越しさせていただくものでございます。

次に、今後の事業進展については、先ほどの質疑の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、用地取得を最優先として、令和5年夏の供用開始に努めてまいります。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 用地取得に予測しなかった時間を要したと、大変苦労されて用地取得に取りかかったということですが、もしこの用地取得が順調に取得ができたならば、年度内完了ができたでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

順調に用地取得ができれば、工事も順調に進められたと考えておりますけれども、工事の場合、やはり現場の条件もございますので、工事を進める中で不測の事態というのもし生じることは多々ございます。なので、完全に完了できたとは言えるかどうかわかりませんが、予定の中では完了させる予定で進めていたということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 大変事業費が大きいし、事業そのものも大変大型の事業であるというように認識

しております。

したがって、年度内に完了できなくなったというようなことも、ある程度予測をされているならば、例えば事業の継続事業としての取り組み、年次割で初年にこれだけ、翌年度にこれだけというような、そういうようなことは検討されなかったのかどうか。事業ができなかったら翌年度に繰り越しましょう、さらにまた事故繰越で翌年度に繰り越しましょうと、こういうことではなくして、そういうような着実に事業を進めていくという観点からいくと、そういうようなことも検討されなかったかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

本事業は、国の交付金をいただいて事業を実施しております。国の交付金は年度年度で予算づけをさせていただいておりますので、そのお金を当然有効に活用させていただかなければならないという中で、不測の事態があつて今回繰り越しをしていると。その中で工事の発注におくれが生じているということでございまして、工期も、目標が令和5年7月ごろまでの浜名湖西岸土地区画整理事業に進出する企業の一部稼働開始までには道路を供用開始したいという大目標がございまして、それに合わせてなるべく工期を有効に使える方策を考えて、今回繰り越しを上程させていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 財源確保の観点から、翌年度への事業は当初から予定してなかったということで理解をいたします。

最後に、今後の事業の進展予定をお伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

先ほどちょっと先走って答えてしまいましたけれども、事業進展でございますけれども、まだ用地取得ができていない部分がございます。その用地取得を、交渉を鋭意進めて、まずは用地取得100%を目指して進めていくと。と同時に工事を進めて、先ほど申しましたように、令和5年の7月ごろまでの浜

名湖西岸土地区画整理事業に進出する企業の一部操業開始までには供用開始ができるように事業を進めていく予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 最後に、今の今後の予定ですけども、用地取得と事業費について、この3億円の事業については、いわゆる翌年度にはとにかくその分については完了するという確実性の高い抑えを持っておられるというように理解してよろしいでしょうか。その点だけちょっとお尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 今、議員がおっしゃったように、来年度中には確実に工事が完了できるように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。

説明書の33ページの先ほどの人・農地プランの実質化に向けての今後のスケジュールをお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。登壇して答弁をお願いします。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

○産業部長（長田尚史） お答えいたします。

本年度、令和元年度中に新所地区においてアンケート調査及び地図の作成を行い、令和2年度当初に地元での話し合い、プランの作成、また公表のほうを考えておるところでございます。

続きましては、また同じく令和2年度に吉美地区におきまして、プランの公表までを予定しているところでございます。

その後につきましては、農業委員さん、また最適化推進員、J A、湖西用水土地改良区、耕作組合等と協議しながら地区を選定して、それぞれ実施をし

ていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。本当に農地の集約化を進めていって、よりよい湖西市の農業プランができてくるといいかなと思います。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第99号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第100号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第100号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算についてお伺いします。

歳出2款1項2目、議案書51ページ、説明書7ページ、参考資料50ページです。

私が議員になってまだ8年ではありますけれども、この間に高額介護サービス費の補正というのは初めての記憶でありましたので、この利用者増加に伴い870万6,000円補正するということの積算根拠をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

平成31年4月から令和元年10月までにサービス利用者や国民健康保険団体連合会に支払った実績と平成30年度の同期間の支払い額とを比較し、平均伸び率を算出しました。次に、令和元年11月から令和2年4月の支払い見込み額を、前年同期間の支払い額に平均伸び率を乗じて算出し、令和元年10月までの実績と合算して、年間支払い予定額を算出しております。これと当初予算額の差額870万6,000円を今回補正額としたものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 私もこの議案を見たときに、さきに申し上げたように、自分の記憶だけで初めて補正、この間で私の記憶の中であるのかなと思っていまして、ちょっと資料をしっかりと見なかったんですけども、ことしの9月の平成30年度の決算の数とか前年のと比較しますと、42件もやはり高額介護サービス費は伸びていましたし、実際、358万円、前年と比べて、平成30年度の決算は伸びていましたので、ちょっと自分の不勉強で通告したなというのはありましたけれども、でも実際、介護度も見ますと、要介護4、5の人たちの人数が前年と比べてふえてるし、軽いほうの認定の方が若干ではありますけど減っているんで、本当に重度化しているなというのは実感いたしました。それで、今後またこれが伸びていくんだろうなという予想もあります。少し前には、一般の医療費と介護保険の合算の高額療養費が、全然数が何か予想よりも少なく、何年か前、2件だけだった記憶もあつたりしたものですから、何で補正を組むまでになったのかなというのが感想だった

んですけれども、本当にこの数字を見ると、あつという間に本当に超高齢社会というところに入ってきてるなという思いでいます。

それと、結局件数では支給件数が42件、一昨年と昨年でふえてはいるんですけれども、もっとこの開きが補正もあるし出てくるのかなど。それで、金額としては、1件に対しての補助するものは、支給するものは大きな金額ではないわけですが、総額として6,000万円からのお金が出るわけですから、本当にまた新年度予算のときにはまた準備をしていただけならなと思いました。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第100号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手多数であります。したがって議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第101号 令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第101号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手多数であります。したがって議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第102号 令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第102号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手多数であります。したがって議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第20 議案第103号 令和元年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第103号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手多数であります。したがって議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時51分 散会
